

株式会社脱炭素化支援機構 対象事業活動支援規程（投資規程）

2022年12月26日

株式会社脱炭素化支援機構 脱炭素化委員会 決定

（目的）

第1条 この規程は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）及び株式会社脱炭素化支援機構支援基準（令和四年環境省告示第七十九号）（以下「支援基準」という。）に基づき、地球温暖化対策推進法第三十六条の二十三第一項第一号から第七号までの規定に掲げられた株式会社脱炭素化支援機構（以下「当会社」という。）の行う対象事業活動支援の決定、実行、処分等の実施にあたり、必要な手続等を定めることを目的とする。なお、この規程において特段の言及がある場合を除き、この規程の用語は、地球温暖化対策推進法及び支援基準の例によるものとする。

（支援基準の適用）

第2条 当会社による対象事業活動支援の決定については、地球温暖化対策推進法及び支援基準に基づき、それらの趣旨を踏まえ、特に、以下の諸点及びその評価結果を総合的に勘案して行うものとする。

（1）政策的意義（支援基準1（1））

- ① 支援基準1（1）①については、当該対象事業活動による温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化の効果につき、国内外の関係機関が定める各種プロトコル等に沿って算定できる場合には、可能な限り定量的に評価するものとする。また、当該対象事業活動が中長期的に脱炭素社会への移行を促すものである場合には、我が国のトランジション関連政策との適合性を確認するものとする。
- ② 支援基準1（1）②及び③については、具体的には、例えば以下のような事業とし（ただし、それらに限らない。）、事業の内容、形態、実施場所等に応じて、可能な限り、経済と環境の好循環の実現への貢献内容を明確化するものとする。
 - ア) 事業の実施地域の社会経済の課題解決に貢献する事業
 - イ) 地域脱炭素のロールモデルになりうる事業
 - ウ) 新技術・新ビジネスモデルの普及に資する事業
 - エ) 我が国の技術・企業の海外市場への展開に資する事業
 - オ) 脱炭素に加えて、生物多様性や資源循環等の環境保全上の効果が大きい事業
- ③ 支援基準1（1）④については、ESG投資等において参照される主要な項目について評価することに加え、必要に応じ、かつ、可能な限り、国内外で評価が確立された方法論に基づく持続可能性等に関する第三者評価機関による評価を考慮するほか、地域との共生の観点からは、本条（4）のとおり対応するものとする。

（2）民間事業者等のイニシアチブ（支援基準1（2））

対象事業活動支援の形態が出資である場合には、対象事業活動を行おうとする事業者を含めた民間事業者等からの出資の総額が当会社からの出資額以上であること（そうでない場合には、一時的な状況にとどまること）について、第4条第2項に挙げる資料等に基づき評価を行うものとする。

対象事業活動支援の形態が出資でない場合には、民間資金の呼び水となる対象事業活動支援により、民間事業者等のイニシアチブを後押しする効果が期待できることを確認するものとする。

(3) 収益性の確保（支援基準1（3））

当会社の対象事業活動支援による収益性の確保のため、対象事業活動の審査に当たっては、第4条第2項に規定する資料等を活用し、対象事業活動に関係する事業者起因する様々なリスクや、対象事業活動がプロジェクトである場合、建設・操業・調達・営業・キャッシュフロー等に伴うリスクを踏まえた事業性を評価するものとする。

(4) 地域における合意形成、環境の保全及び安全性の確保（支援基準1（4））

支援基準1（4）①乃至③に規定されている事項の確認に当たっては、必要に応じて、当会社及び審査に当たって活用した外部専門家が当該地域に赴き、関係者等から直接ヒアリングを行うことなどによって、地域の状況を的確に把握するよう努めるものとする。

(5) ポートフォリオ全体の状況の勘案等

- ① 支援基準「1 支援の対象となる対象活動が満たすべき基準」に基づき、本条（1）から（4）までの各号を勘案するに当たっては、支援基準「2 対象事業活動支援全般について機構が従うべき事項」の各項目も踏まえるものとする。
- ② 支援基準「2（3）機構の長期収益性の確保及び脱炭素社会の実現への寄与」の観点から、当会社は、対象事業活動支援の決定に当たっては、事業の種類、規模や形態、地域性及び当該事業活動支援のために供給する資金等の形態などを勘案して、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域に対して分散投資を行うものとする。また、具体的な資金等の供給形態として対象事業活動支援に用いる株式や債券・債権等の手段（以下「対象事業活動支援手段」という。）について、予定配当率、利率、売却価格等の当会社の利益水準を定める場合には、かかる観点から、当会社のポートフォリオ全体の状況を踏まえ、リスクやコスト等を勘案して適切な水準とするものとする。

（対象事業活動支援の対象から除外されるもの）

第3条 前条の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する案件は対象事業活動支援の対象から除外するものとする。

- 一 反社会的勢力が関与する、又は関与する可能性があるもの
- 二 犯罪による収益の移転が疑われるもの
- 三 利益相反の可能性があり、いかなる対応を講じても是正されないもの
- 四 その他法令違反が認められるもの（法令違反が軽微であって、対象事業活動支援の対象とすることに特段の支障が生じるものではないと認められる場合を除く。）

（案件審査）

第4条 案件審査は、地球温暖化対策推進法、支援基準及びこの規程の各条項その他の規程に基づき行うものとする。

- 2 案件審査に当たっては、対象事業活動を行おうとする事業者に対し、以下の資料等その他第2条に規定する事項を評価するために必要な資料等の提出を求めるものとする。

- 一 事業目的と政策意義の整合性、実施場所及び時期を含む事業内容、事業スキーム・体制、投資等の規模、資金回収の方法、当会社に求める資金供給の形態等の事業の概要がわかる資料等
 - 二 技術的資料や背景データ等
- 3 案件の審査に当たっては、各評価項目を可能な限り定量的に評価し、詳細に分析するものとし、必要に応じて外部専門家を有効に活用するものとする。
 - 4 審査の過程において、対象事業活動支援をするかどうかの決定を円滑に行うため、適切な時点で、案件の概要及び審査の状況について、脱炭素化委員会に報告を行い、意見を求めた上で、その後の審査を進めるものとする。

(支援決定)

- 第5条 前条の案件審査の結果、支援基準を満たすと判断された案件について、地球温暖化対策推進法第三十六条の二十五の規定に基づく支援決定を行うため、脱炭素化委員会に付議する。
- 2 前項の脱炭素化委員会への付議に当たっては、あらかじめ、相当の期間を定めて聴取した環境大臣の意見及び対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣の意見がある場合には、当該意見を添えて行うものとする。
 - 3 脱炭素化委員会が支援を決定した場合、当社は、速やかに対象事業活動を実施する事業者（以下「対象事業者」という。）に決定した旨を通知するとともに、対象事業者と十分な協議を行った上で、原則として速やかにこれを公表するものとする。

(支援契約の締結及び実行)

- 第6条 当社は、支援決定後、速やかに、対象事業者を始めとする対象事業活動に関係する事業者との間で、支援決定までに合意に至っていない支援に係る条件について交渉を行い、対象事業者その他必要な関係者との間で、対象事業活動支援に必要な契約（以下「支援契約」という。）を締結するものとする。ただし、契約内容について合意に至らない場合はこの限りではない。
- 2 対象事業活動支援に係る資金等の供給の実行については、支援契約に基づき、これを行うものとする。当社は、同実行に当たっては、資金の性質上確認が困難な場合を除き、当該資金の用途を確認するものとする。

(案件の管理)

- 第7条 当社は、支援契約を締結した案件に対し、対象事業者における事業価値の維持向上及び政策的意義の実現について、モニタリングを通じて促し、適切に管理するものとする。
- 2 支援契約においては、前項のモニタリングの適切な実施及び当社の資金回収のため、対象事業活動の状況に応じ、当社が適切な対応を行うことができるための条項を定めるとともに、当該条項に基づき、対象事業者その他関係者より、当該モニタリングに必要な資料等及び報告を定期的かつ適宜に求めるものとする。
 - 3 モニタリング中の案件の状況については、定期的に、及び資金回収や政策的意義の達成に重大な懸念が生じた場合等には必要に応じて、脱炭素化委員会に報告を行い、意見を求めた上で、その後のモニタリングを実施するものとする。当該報告に関して、脱炭素化委員会より意見が出された場合は、当該意見を踏まえてその後のモニタリングを行うとともに、脱炭素化委員会によりモニタリングに係る決議がなされた場合には、当該決議に従わなければならない。

(支援決定の撤回)

第8条 当社は、地球温暖化対策推進法第36条の26第1項各号に掲げる事由その他当社が支援決定を撤回すべきと判断する事由が生じた場合、支援決定を撤回するものとする。支援決定を撤回するに当たっては、あらかじめ、脱炭素化委員会に付議するとともに、支援決定を撤回した場合には、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(対象事業活動支援手段の処分等)

第9条 対象事業活動支援手段の譲渡その他の処分（以下「処分」という。）については、政策的意義の実現や当社の投資採算の観点から支援継続の妥当性を勘案しつつ、必要に応じて対象事業者と十分な協議を行った上で、総合的な見地から、その売却額や売却先、時期などの条件を適切に判断し、脱炭素化委員会に付議して決定する。

2 前項の脱炭素化委員会への付議に当たっては、あらかじめ、相当の期間を定めて聴取した環境大臣の意見がある場合には、当該意見を添えて行うものとする。

3 処分を円滑に行うため、支援契約の締結及び当該支援契約に係る案件のモニタリングの実施に当たっては、可能な限り、処分に至る判断の要素や考え方等を対象事業者と共有するものとする。

(情報の取り扱い)

第10条 対象事業活動支援に際して対象事業者から取得した情報（ただし、取得時点で既に公知となっている情報、取得時点で当社が保有していた情報、取得後に当社の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報、及び取得後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報を除く。）は、法令に基づく要請等、対象事業者の同意が不要となる場合を除き、対象事業者の同意なく、対象事業活動支援及びそれに付随する業務以外の業務には使用しないものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、脱炭素化委員会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2022年12月26日から施行する。

【参考】脱炭素化支援機構支援基準（令和四年十月二十八日環境省告示第七十九号）

株式会社脱炭素化支援機構（以下「機構」という。）が、対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を次のとおり定めることとする。

1 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準

機構の支援の対象となる対象事業活動は、次の(1)から(4)までに定める基準をいずれも満たすこととする。

(1) 政策的意義

- ① 脱炭素社会の実現に向けて、2050年カーボンニュートラル及び2030年度に温室効果ガスの排出の量を2013年度から46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという目標も踏まえ、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）に資するものであること（中長期的に脱炭素社会への移行を促すものであることを含む。）。
- ② ①とともに、我が国の経済社会の発展や地方創生に貢献する等、経済と環境の好循環の実現に貢献するものであること。
- ③ 脱炭素社会の実現に資する事業や投資の普及又は対象事業活動の円滑な運営のため、対象事業活動支援が有効であると見込まれるものであること。
- ④ 対象事業活動の実施に当たっては、環境、社会及びガバナンスへの配慮が適切に行われること。特に、地域との共生の観点から、対象事業活動の実施地域との丁寧なコミュニケーションが行われること。

(2) 民間事業者等のイニシアチブ

- ① 対象事業活動支援により、ビジネスモデルを確立、普及拡大させる等、脱炭素社会の実現に資する事業の推進に意欲のある民間事業者等への後押しとなること。
- ② 機構と協調して、民間事業者等から対象事業活動に対する出資等の資金供給が行われること。
- ③ 民業補完性の観点から、民間事業者等からの出資の総額は、機構からの出資額以上であること。ただし、機構の出資額が民間事業者等からの出資の総額を上回ることが、一時的であると認められる場合は、この限りではない。

(3) 収益性の確保

- ① 対象事業活動が公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業活動を効率的、効果的かつ確実に実施する体制を確保する等、対象事業者が適切な経営責任を果たすことが見込まれること。
- ② 客観的な需要予測を含むデューデリジェンス及び機構による適切な支援により、対象事業者等の収益確保が見込まれること。
- ③ 機構が支援決定を行ってから一定の期間以内に、機構の保有する対象事業者に係る株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いものであること。
- ④ 外部要因等により、撤退を余儀なくされる場合に備え、対象事業者が、関係者との間で、あらかじめ撤退に関する取決めを行っていること。

(4) 地域における合意形成、環境の保全及び安全性の確保

脱炭素化を着実に推進するため、適切なコミュニケーションの確保、環境配慮及び関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが不可欠であることを踏まえ、地域における合意形成が図られ、適正に環境配慮がなされ、安全性が確保された対象事業活動を促進するべく、開発が伴う対象事業活動は、以下の事項を満たしていること。

- ① 地域との共生のため、対象事業活動の計画作成に当たっては、立地検討段階及び事業計画案の設計段階において、地方公共団体及び地域住民等との適切なコミュニケーションが確保されていること。
- ② 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条第6項及び第7項に基づく促進区域の設定に関する基準並びに同条第5項第2号に基づく

促進区域の設定等を通じて地方公共団体が示した環境配慮の考え方に従っていること。

- ③ 対象事業者が地域住民とのコミュニケーションを図るに当たっては、配慮すべき地域住民の範囲や、地域住民への説明会の開催や戸別訪問等のコミュニケーションの具体的な方法について、必要に応じて、地方公共団体と相談していること。また、法や条例に基づく環境影響評価手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても、国が示すガイドライン等を参考に、対象事業者は、地方公共団体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催し、意見を聞き取る等の、当該事業に対する地域住民からの理解を得るために必要な措置を講じていること。

2 対象事業活動支援全般について機構が従うべき事項

対象事業活動支援を行うに当たっては、機構は、次の(1)から(5)までのいずれにも従うこととする。

(1) 運営全般

- ① 民間の人材やノウハウ、専門的知見を活用することや、国の行政機関（地方支分部局を含む。以下同じ。）や政府関係機関との協調、民間投資ファンド等とのネットワークの積極的な構築等を通じて、機構は、積極的に案件を発掘し、対象事業活動に対し、効果的な支援を行うこと。特に、対象事業活動支援は公的な資金を活用するものであることに鑑み、機構は、政策目的に沿って効率的に運営すること。
- ② 民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業等に対し、民間資金の呼び水となる資金供給を行い、脱炭素ビジネスへのリスクマネーの供給を先導すること。そのために、機構は、対象事業活動支援の内容の広報又は専門的知見に基づく助言等により、対象事業活動の実施を円滑にするとともに、民業補完の観点を踏まえた上で、民間の事業活動等を後押しすること。
- ③ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づく入札の対象となる案件を支援するに当たっては、入札における適正な競争環境の確保を妨げないこと。
- ④ 機構は、機構内部の体制整備において、脱炭素社会の実現に資する事業への投融資の経験及び知見が豊富な専門人材等を含む優秀な人材を確保するとともに、適材適所の人材配置を継続的に行うこと。また、将来的には、民間主体の脱炭素リスクマネー供給のエコシステムを構築するため、脱炭素社会の実現に資する事業に目利き力があり、エンゲージメント活動により民間事業者と適切に対話ができる人材の育成に努めること。
- ⑤ 積極的に案件の発掘等に取り組むことにより、蓄積したノウハウを社会に還元すべく、国とも連携すること。
- ⑥ 機構は、国に対し、対象事業活動の状況等について、適時・適切に報告するとともに、課題が生じた場合には、国との建設的な意思疎通を通じて、その解決に取り組むこと。
- ⑦ 機構は、支援決定した対象事業活動の支援継続の妥当性等について、当該対象事業活動の状況に応じ、適切な頻度で検証を行うこと。また、検証結果を踏まえ、運用方針を適切に見直すこと。
- ⑧ 投資に係るリスクを継続的に把握・評価し、専門人材の確保を含めたリスク管理のための体制を整備し、リスク管理を行うこと。また、コンプライアンスリスクの管理も十分に行うこと。
- ⑨ 機構の運営全般に当たっては、環境、社会及びガバナンスへの配慮が適切に行われること。

(2) 投資規律の確保

- ① 投資の決定時等における適切な情報開示を機構が継続的に行うことにより、国民に対する説明責任を果たすとともに、機構に出資する国及び民間事業者等に必要な説明を行うことにより、投資等の運用の透明性を確保すること。その際、個人及び事業者に関する情報の取扱いに十分に留意すること。
- ② 民間事業者等の慣行を踏まえ、機構の役職員が責任を持って業務を行う体制や報酬体系を整備すること。
- ③ 投資事業を行う組合等を経由した支援を行う場合においても、政策目的を踏まえた適切な投資が行われるよう、契約等により担保するとともに、適切にフォローアップを行うため、機

構は、当該組合等からの所要の報告を求めること。

(3) 機構の長期収益性の確保及び脱炭素社会の実現への寄与

- ① 機構は、個別の対象事業活動支援を通じて得られる総収入額が、長期的に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること。
- ② 機構は、長期収益性を確保するために以下の対応を行うこと。
 - イ 対象事業活動の業績が悪化した場合に、その改善に向けた措置を尽くすこと。それでもなお改善が見込めない場合には、対象事業者を含む第三者への保有株式売却等の方策を検討すること。
 - ロ 機構による投資全体の規模との関係にも照らして、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域に対して適切な分散投資を行うことにより、機構全体として適切なポートフォリオの管理を行うこと。
- ③ 機構は、活動全体による温室効果ガスの排出の量の削減等の進捗状況を適宜評価しつつ、脱炭素社会の実現へ寄与すること。

(4) 民間ステークホルダーとの連携

- ① 機構は、機構への民間出資者等の構成に偏りが生じないように努め、機構の中立性を確保すると同時に、民間出資者等とともに、オールジャパンで脱炭素社会の実現に取り組む機運の醸成に継続的に努めること。
- ② 機構は、機構への民間出資者等に対して、機構による対象事業活動支援の状況や、それを踏まえて得られた脱炭素技術や市場の動向等に関する情報を踏まえた経営の状況を適時・適切に提供することにより、民間視点のガバナンス確保に努めること。

(5) その他

- ① 機構は、対象事業活動に関連する国の行政機関、政府関係機関、地方公共団体及び官民ファンドその他関係者と相互に連携を図り、相乗効果の発揮による効率的な支援を行うこと。
- ② 機構は、民間の商慣習に照らして、適切な運営を行うこと。
- ③ 機構は、機構の運営に適用される関係法令及び政府としての方針に従うこと。また、政府全体の施策に整合的な支援を行うこと。特に、本邦外で実施する対象事業活動支援を行うに当たっては、我が国の外交政策及び対外経済政策との調和が取られていること。
- ④ 機構は、我が国の優れた脱炭素技術の発展にも配慮すること。
- ⑤ 機構は、脱炭素の国際的な動向を把握し、適切に対応すること。

(注) この支援基準における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。

【参照条文】地球温暖化対策の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

(機構の目的)

第三十六条の二 株式会社脱炭素化支援機構は、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。）及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」という。）に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする株式会社とする。

(委員会の権限)

第三十六条の十七 委員会は、次に掲げる決定を行う。

- 一 第三十六条の二十五第一項の対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定
- 二 第三十六条の二十七第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定
- 三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(業務の範囲)

第三十六条の二十三 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 対象事業者（第三十六条の二十五第一項の規定により支援の対象となった事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれ

らの組合に類似するものを含む。以下この章において同じ。)をいう。以下同じ。)に対する出資

- 二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出
 - 三 対象事業者に対する資金の貸付け
 - 四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得
 - 五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
 - 六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証
 - 七 対象事業者のためにする有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募
 - 八 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
 - 九 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
 - 十 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示
 - 十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。
 - 十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第三十六条の二十七において「株式等」という。）の譲渡その他の処分
 - 十三 債権の管理及び譲渡その他の処分
 - 十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
 - 十五 対象事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供
 - 十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務
 - 十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務
- 2 機構は、前項第十七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、環境大臣の認可を受けなければならない。

（支援基準）

- 第三十六条の二十四 環境大臣は、機構が対象事業活動の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。）の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。
- 2 環境大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣及び対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。
 - 3 環境大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

（支援決定）

- 第三十六条の二十五 機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならない。
- 2 機構は、対象事業活動支援をしかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 3 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。
 - 4 前項の規定による通知を受けた大臣は、当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

（支援決定の撤回）

- 第三十六条の二十六 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項

において「支援決定」という。)を撤回しなければならない。

- 一 対象事業者が対象事業活動を行わないとき。
 - 二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。
- 2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第三十六条の二十七 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、令和三十三年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。
- 3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、令和三十三年三月三十一日まででなければならない。